

弔事・見舞金等に関する規程

(平成 26 年 2 月 16 日 制定)

(平成 28 年 2 月 21 日 改正)

(対象)

第 1 条

組合の弔事・見舞金等の支給はこの規程によるものとする。

(弔事)

第 2 条

組合員の弔事における弔金は 10,000 円とする。

組合員の家族における弔金は、一律金 5,000 円とする。

(災害による見舞金の支給)

第 3 条

組合員が災害により家屋、家財等損害を受けた時は、その程度に応じて次の見舞金を贈る。

(1) 全壊、全焼、全流出 20,000 円

(2) 半壊、半焼、半流出 10,000 円

(支給、報告)

第 4 条

総務部長はこの規程に基づいてその都度速やかに支給手続きを行う。

(その他関係団体等)

第 5 条

当法人と関係する組織・団体等およびその個人に対する弔事、見舞金については、理事の合意に基づき上限を 10,000 円とする。

(その他)

第 6 条

上記条項以外で代表理事組合長が特に必要と認めた場合、代表理事組合長は総務部長に弔事・見舞金等を 2 万円（上限）としてその支出を命じる事ができる。なお、その内容および支出額については経営役員会に報告するものとする。

(規程の改廃等)

第 7 条

この規程に定めのない事項の対処は経営役員会で決定する。また、当規程の改廃は総会で
行う。

附則

この規程は、平成 28 年 2 月 21 日より施行実施する。